

「ねんりんピックかながわ2022」広報実施計画作成・実施業務
及び交流大会種目別実施計画作成業務委託に関する仕様書

仕様書

1 業務名

「ねんりんピックかながわ2022」広報実施計画作成・実施業務及び交流大会種目別実施計画作成業務

2 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで（予定）

3 業務の目的

本業務は、ねんりんピックかながわ2022川崎市実行委員会（以下「実行委員会」という。）で策定した「基本計画」「広報基本方針」及び「(別冊)ねんりんピックかながわ2022川崎市開催種目別基本計画」に基づき、広報実施計画の作成及び同計画に基づく広報の実施、大会運営を含め、開始式や閉会式を具現化した交流大会種目別実施計画を作成することを目的とする。

4 開催概要

ねんりんピックかながわ2022の概要は次のとおり。

(1) 名称

第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会（ねんりんピックかながわ2022）

(2) 主催

厚生労働省、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、一般財団法人長寿社会開発センター

(3) 共催

スポーツ庁

(4) 会期

2022年11月12日（土）～11月15日（火）の4日間

(5) 大会テーマ

神奈川に 咲かせ長寿の いい笑顔 ～未病改善でスマイル100歳～

5 交流大会の概要

川崎市は、ねんりんピックかながわ2022における、ふれあいスポーツ交流大会3種目（軟式野球、なぎなた、ダンススポーツ）を開催する。

(1) 川崎市開催の方針（基本計画）

- ① 川崎市で開催する交流大会を通して、市民のスポーツ・文化活動への意識高揚を図り、全国から集う参加者ととも市民の健康づくり、生きがいを推進する。
- ② 全国から集う参加者を市民を挙げて温かく歓迎し、心のこもったおもてなしにより、たくさんの方の来場者に川崎市の魅力を伝え、川崎市から笑顔あふれる大会とする。

(2) 実施主体

実行委員会

(3) 実施内容（開催場所、参加予定人数）

競技種目	予定会場	競技日程	参加選手 予定	来場者
ダンススポーツ	カルッツ かわさき	11月13日(日)	648名	10,000人見 込み
なぎなた	とどろき アリーナ	11月13日(日) ～14日(月)	340名	
軟式野球	等々力球場 大師球場	11月13日(日) ～15日(火)	160名	

6 業務内容

次の(1)及び(3)について、【基本的条件】【検討事項】【留意事項】を考慮し、交流大会期間を含めた広報及び交流大会の運営・進行・設営等における実施計画を作成すること。

(2)については、受託者は発注者と協議の上、実施内容を企画し、事前準備、広報、当日運営までイベントに関わるすべての業務を行うものとする。

(1) 広報実施計画作成業務

広報基本方針に基づく、広報実施計画（令和3年度及び令和4年度）の作成。

※令和3年度広報実施計画は契約日より30日以内に提出すること。

(2) 広報実施業務

令和3年度広報実施計画に基づく広報の実施。

(3) 交流大会種目別実施計画作成業務

交流大会の運営・進行・設営等に係る種目別実施計画の作成。

※受託者は発注者からの要請に基づき、会議等への出席やねりんピック岐阜大会における川崎市開催種目（ダンススポーツ）及び参考となる種目等を視察すること。

※種目別実施計画の作成にあたって、令和3年度にリハーサル大会の企画運営を現地確認含め、市・競技団体と連携し、協議検討して行うこと。なお、リハーサル大会実施に係る費用負担が含まれるものとする。

(4) 成果物及び報告書の提出並びに提出期限

- ① 広報実施計画（令和3年度）：契約後30日以内
- ② 広報実施計画（令和4年度）：令和3年12月17日（金）
- ③ 交流大会種目別実施計画：令和4年2月28日（月）
- ④ 令和3年度広報実施業務におけるチラシ、ポスター、パンフレット等でデザイン・レイアウトを行った成果物については、インデザイン若しくはイラストレーターの加工可能なデータ：
随時提出
- ⑤ 委託内容における成果・成果物等をまとめた報告書（様式は任意）：令和4年2月28日（月）

【基本的条件】

- ① 交流大会種目別実施計画は、「ねりんピックかながわ2022」川崎市基本計画及び種目別基本計画を念頭に置き、作成すること。
- ② ねりんピックの目的に沿ったものであり、かつ川崎市らしさを十分に表現し、「オールかわさき」によるおもてなしの気持ちを広く伝え、その魅力を全国に発信する計画・企画とすること。
- ③ 神奈川県ねりんピックかながわ2022実行委員会事務局（以下「県実行委員会事務局」という。）が策定及び発出する通知等の内容を踏まえて、作成すること（特に宿泊輸送に留意すること。）。

【検討事項】

※「◎」は企画提案書への記載の必須項目

- 会場、コート等の設営数
- 練習会場（練習時間の確保）、監督会議会場等
- 雨天時等の対応
- 更衣室、トイレ、駐車場の確保
- 会場案内図（災害発生時の避難経路・場所の確保）
- 交通面の整備（交通案内板の設置、交通誘導員の配置等）
- 交流大会会場での特製弁当配付所の設置、弁当の手配及び配布

※弁当は競技役員・審判員・招待者等の交流大会運営関係者（スタッフ）用の必要数を把握するこ

と。選手・監督は県実行委員会事務局が手配するため、対象外。

○医療・警備・避難計画

- ・交流大会会場における救護所の設置、運営について記載すること。
- ・交流大会における警備防災体制の整備や、施設の防火対策等を講じること。

◎感染症・衛生対策

- ・新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を講じること。
- ・対策等で必要な備品や人員を考慮すること。
- ・おもてなしコーナーでの飲食物の提供に係る衛生対策を考慮すること。

◎大会期間中も含めた市内各所での歓迎装飾

◎交流大会会場における装飾

◎交流大会会場ごとの人員配置計画（ボランティア・行政・業者スタッフ・競技団体役員等）

◎交流大会会場ごとの誘導・導線計画（総合開会式から監督会議会場までを含む）

○交流大会会場ごとの表彰式運営

◎開始式でのアトラクションの内容及び出演者

◎おもてなしイベントの内容及び出演者

◎未病改善教室の設営・運営協力先等

◎おもてなしコーナーの設営・運営協力先等

○スポーツ保険の加入方法等

◎ボランティア募集、育成（マニュアル作成・説明会の実施等）

○大会運営スタッフ用マニュアル作成・説明会の実施

○スタッフ用ユニフォームデザイン作成

◎多世代参加を意識した交流大会会場を装飾する市民参加型制作物の企画・作成

【留意事項】

① 大会日程

- 競技等の実施日程
- 予選・決勝方法等の試合数と時間設定
- 受付、開始式、表彰式等の時間設定

② 競技規則

- 適用する競技規則
- チーム編成基準
- 年齢別、男女別の区分
- 監督が選手を兼ねる場合の基準

- 交代選手数等
- 競技等での制限（ハンディキャップ、段、級等）
- ③ 大会規定
 - 組み合わせ等（交歓大会、親善試合等を含む）
 - 表彰基準等
- ④ ぎふ大会視察ポイント
 - 歓迎レセプション
 - 監督会議、開始式、表彰式、競技運営、一般参加、交歓試合
 - 試合会場、練習会場、選手控室等の設営
 - 競技役員、競技補助員の動き
 - 現地実施本部の状況、部屋の配置、駐車場、バス乗降所の対応
 - 実施本部員とボランティアの動き
 - 未病改善教室、物産、観光PR、おもてなしイベント
 - 救護所の状況、記録所の状況、湯茶の接待、弁当配布の状況、ゴミステーションの状況
 - 荒天時の対応 等
 - その他受託者が必要と思われるもの
- ⑤リハーサル大会日程
 - (1) ねんりんピックかながわ 2022 軟式野球リハーサル大会
 - ・令和3年11月20日（土）等々力球場・令和3年11月27日（土）大師球場
 - (2) 第89回川崎市ダンススポーツ競技大会(リハーサル大会を兼ねる)
 - ・令和3年9月23日（木・祝）カルッツかわさき
 - (3) ねんりんピックかながわ 2022 なぎなたリハーサル大会
 - ・令和3年11月23日（火・祝）とどろきアリーナ

※リハーサル大会会場について、発注者で事前確保済み。

施設使用料及び付帯設備使用料は受注者負担とする。

施設使用料については、市主催事業として、以下の通り全額又は半額免除となる。

各施設の減免内容については、減免要綱、パンフレットを参照すること。

確保会場	利用時間（準備・撤去含む）	施設使用料
等々力球場	8：00～18：00	全額免除
大師球場	8：00～18：00	全額免除
とどろきアリーナ（メインアリーナ）	9：00～18：20	半額免除
カルッツかわさき	9：00～19：00	競技主管団体負担

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受注者は業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、発注者と協議の上、その一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

本業務を行う上で川崎市個人情報保護条例（昭和 60 年川崎市条例第 26 号）に規定する個人情報（以下、「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行うこと。

8 その他

(1) 受託者は、各種イベントの実施手法や実施内容について適宜、発注者と協議し、協議結果を踏まえた上で各業務等に着手すること。

(2) 受託者は、イベントの企画等において随時検討の結果について発注者に提示・報告すること。

(3) 受託者は、発注者が指定した期日までに関係書類等を提出することとし、成果品の編集等については、発注者と十分協議すること。

(4) 発注者の所持する資料のうち、本業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取扱い、業務終了後は速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料及び該当業務の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。

(5) 受託者は、国及び本市の関連法規等の内容も踏まえた上で、発注者と綿密な協議を行いながら本業務を実施すること。

(6) 本業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて発注者に帰属するものとする。また、発注者は成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。なお、権利関係については、受託者の責任により処理するものとする。

(7) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は発注者の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。

(8) 感染症等の社会情勢の変化により、イベント内容等に変更が生じる場合や、イベントが中止となる場合には、発注者と本業務委託に係るイベント内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。

(9) イベントの企画・運営等で新たな必要事項が生じた場合には、両者協議の上、受託者が行うものとする。

(10) この仕様に定めのない事項や不明な事項については、川崎市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定する。

- (11) 受託者は、発注者及び関係団体と定期的（月1回以上）に打ち合わせを行うこととし、開催頻度及び開催時期については、発注者と協議の上、決定すること。なお、受託者は、発注者と常に連絡を取り、その指示及び監督を受けるとともに、指示事項について常に対応できる体制をとることとする。
- (12) 受託者は、発注者から資料作成や情報等の要求があった場合は、速やかに対応することとし、必要に応じて作成途中の資料等を提出すること。
- (13) イベントの実施にあたり、次の項目については発注者へ協力要請をすることができる。ただし、発注者と事前に協議すること。
- ア 会場の調整
 - イ 庁内部署や競技団体等への協力依頼
 - ウ 広報等での市公式ウェブサイトの使用
- (14) その他大会運営に関する課題等に協議、対応すること。